

令和3年6月30日

紙おむつ支給事業ご利用者

〇〇 〇〇〇 様

川口市福祉部長寿支援課長

「ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業」受給資格の廃止について

平素より、高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年3月末にお知らせしたとおり、令和3年4月から「紙おむつ支給事業」の支給要件が変更となり、市県民税課税の方は支給事業の対象外となり、それに伴う激変緩和措置としての紙おむつ支給は、令和3年6月分をもって終了となります。

このたび令和3年度課税状況が確定し、ご利用者様の支給要件について再度確認した結果、支給要件の対象外となりますので、令和3年7月1日付けで受給資格を廃止いたします。

記

1. 廃止理由：本人課税者のため
2. 廃止年月日：令和3年7月1日
3. 課税状況の変更があった場合
：申告等により課税状況が本人非課税になった場合は、改めて利用申請を行ってください。
4. ご利用廃止後の紙おむつの購入について
：ご利用者様やご家族様等が、直接取扱業者から価格や配送方法を確認の上ご購入ください。
紙おむつの調達先でお困りの場合は、同封の「紙おむつ調達先の一例」を参考にしてください。または、下記お問合せ先までご相談ください。

【お問合せ先】長寿支援課 支援係

TEL：048-259-7652(直通)

＜参考＞ 紙おむつ調達先の一例 紙おむつの調達先にお困りの場合は参考にしてください。

○紙おむつ販売・配送業者

業者名	お問い合わせ・注文窓口	備考
(株)日本ケアシステム	048-286-1188	令和3年度川口市紙おむつ支給事業委託先

○紙おむつメーカー直販窓口

メーカー名	製品名	お問い合わせ・注文窓口	備考
日本製紙クレシア	アクティ	03-6665-5320 https://www.crecia.co.jp/	※注文はインターネットのみ
大王製紙	アテント	0120-776-707	
光洋	オンリーワンパンツ	0120-21-3858	
ユニ・チャーム	ライフリー	0120-33-8617	
白十字	サルバ	0120-8910-77	

○かかりつけ薬局

病院で処方されるお薬を受け取る調剤薬局では、薬のほか紙おむつ等の医療・介護用品の取扱がある場合があります。
ご自身のかかりつけ薬局に、紙おむつの取扱があるか、配送してもらえるか等、お問い合わせください。